

国民年金

質問します

納付月数あるのに特例案内書 認めないで将来受給できるか

(大工H、39歳・南川岸)

私は昭和
十五年八月
生まれの男性ですが、先日、国民
年金特例案内書という葉書が届きました。これによりますと、昭和
三十六年から五年間の納め忘れが、
あり、この期間の未納額二十四万
円です。

寮や下宿先では
学保険証の交付を

-480-

なお^(学)被保険者証の交付をうけ
ていた方が就職して社会保険に加
入している場合には、福祉保健課
で国保の資格喪失届をして下さい。

月に入学または進学する学生で、四
寮や下宿等に入居するため他の市
町村へ転出した方については、世
帯単位によらない別個の被保険者
証（②被保険者証）を交付する特
例があります。該当すると思われ
る場合は世帯主がその手続きをし
て下さい。

- ①被保険者（学生）の氏名および
住所
- ②修学中の学校の名称、所在地お
よび修学年限並びに在学年
- ③学生証または在学証明書
- ④被保険者証および印かん

円を納めなければならぬと記入
されていました。

私の場合、昭和四十一年四月分
からはきちんと納入しており、六
十歳までには私が年金を受給する
ために必要な期間（二十五年）を
うわまわることになりますが、そ
れでもこの忘れていた分を納入し
ないと、将来年金を受けられなく
なるのでしようか。

四年四か月分（現行月額五万二千
円）の年金を受けることができる
ようになります。が、納め忘れた
五年間を納入しますと、三十九年
四か月分（現行月額五万九千六百
円）の年金を受けることができる
ようになりますので、この機会を
利用して増額をはからせてはいか
がでしょう。

納入される場合は、分割納入で
も、一括納入でも自分の都合のよ
いように納入できますが、来年の
六月三十日を過ぎますと納入でき
なくなります。

（詳細は住民課年金係まで）

お答えします

あなたの

ようによく昭和
十五年四月二日以後に生まれた方
は、六十歳までの納入済期間が最
低二十五年間あれば誰でも年金を
受けられることになっていますの
で、多少の納め忘れがあつても大
丈夫です。

従つてあなたは、このままで
と特例納付しなくとも、将来三十
年



きれいな1票を

4月8日

県知事・県議会議員の選挙

4月22日

町議会議員の選挙

- 私たちの代表者を選ぶ大切な選舉——
- 義理や人情に流されず自分の目と耳で
選んだ確かな人にきれいな1票を！



鎌田 進義